

## 生涯学習分科会の審議の状況について

### 1. 第8期における審議実績

#### 学校地域協働部会

##### ●新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について（答申）

- ・平成27年4月、第99回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた地域の連携・協働の在り方について」諮問。生涯学習分科会の下に学校地域協働部会を設置し、初等中等教育分科会の下に設置した地域とともにある学校の在り方に関する作業部会と合同で審議。平成27年12月、第104回中央教育審議会総会において答申。（別紙1）

#### 学習成果活用部会

##### ●個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）

- ・平成27年4月、第99回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」諮問。生涯学習分科会の下に学習成果活用部会を設置して審議を行い、中央教育審議会実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会の審議部分と合わせ、平成28年5月、第107回中央教育審議会総会において答申。（別紙2）

#### 企画部会

##### ●生涯学習振興の基本的方向性について

- ・平成28年5月、生涯学習分科会の下に、企画部会を設置。生涯学習全般に関し、第2期教育振興基本計画期間（平成25年～）における答申や施策を振り返りつつ、第3期教育振興基本計画の策定や今後の生涯学習分科会における議論に向けて、生涯学習振興の基本的方向性を整理。（別紙3）

## **その他**

### ●文部科学省認定社会通信教育について

- ・文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、社会教育法等に基づき認定を行っている。第8期生涯学習分科会においては、2課程の認定、5課程の廃止、6課程の条件の変更を行った（別紙4）。

## **2. 第9期に継続して審議することが考えられる事項**

### ●第3期教育振興基本計画策定に向けて

- ・教育振興基本計画部会における議論を踏まえつつ、第3期教育振興基本計画策定に向けて、生涯学習分科会として全体にわたり議論を深める。

### ●「生涯学習分科会企画部会 意見のまとめ」を踏まえたさらなる審議

- ・第3期教育振興基本計画における議論の成果とともに、企画部会で整理した生涯学習振興の基本的方向性を踏まえ、生涯を通じて「学び」と「活動」が循環する生涯学習社会の実現に向け、今後の生涯学習振興施策について引き続き検討する。

# 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について(中教審答申)の概要

(H27.12.21)

## 背景

- 地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、**地域の教育力の充実**が必要
- 学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず**社会総掛かりで対応**する必要
- これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築等の観点から、**学校と地域がパートナーとして連携・協働**するための組織的・継続的な仕組みが必要

## 主な課題

### 【コミュニティ・スクール】

- 現在2,389校(約6%)にとどまっており、**更なる推進の加速**が必要
- 元々、学校のガバナンス強化を目的に導入された制度であるが、**学校を応援する存在**とする必要
- 学校運営の責任者である**校長のリーダーシップ**をより一層発揮させる必要
- 教職員の任用に関する意見によって、人事が混乱するのではとの**懸念を払拭**する必要

### 【地域における学校との協働体制】

- 子供を育て、地域を創るため地域の教育力を向上し、**持続可能な地域社会**を創ることが必要
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える活動の**全国的な推進**が必要
- 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を**総合化・ネットワーク化**することが必要
- 地域住民や学校との連絡調整等を担う**コーディネート機能の強化**が必要

### 【両者の一体的推進】

- 両者の体制が、相互に補完し高め合う存在として、**両輪となって相乗効果を発揮**していくことが必要
- 学校や地域の実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要

# 今後の地域における学校との協働体制の在り方について（中教審答申のポイント）

教育再生実行会議第6次提言（平成27年3月）

地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策の推進が必要



中央教育審議会答申（平成27年12月）

従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「**地域学校協働本部**」を全ての地域に整備し、地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支える活動（**地域学校協働活動**）を推進する。

体制の改善	現状・課題	提言内容
<p>①「<b>地域学校協働活動</b>」の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化、地域の教育力の低下、学校が抱える課題は複雑化・困難化に対応し、<u>社会総掛かりでの教育の実現を図る必要がある。</u></li> <li>・ これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、<u>一定の成果は評価。</u></li> <li>・ 一方、学校支援活動や放課後子供教室、土曜日の教育活動等の<u>活動間の連携が十分でない等の課題あり。</u></li> <li>・ 地域住民が学校のパートナーとしてより主体的に参画し、<u>地域と学校との関係を新たな関係（連携・協働）に発展させることが必要。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域と学校が<b>連携・協働</b>して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、<b>地域を創生</b>する活動を「<b>地域学校協働活動</b>」として積極的に<b>推進</b>。</li> <li>◆ 「支援」から「<b>連携・協働</b>」、個別の活動から「<b>総合化・ネットワーク化</b>」を目指す新たな体制としての「<b>地域学校協働本部</b>」を全国的に<b>整備</b></li> </ul> <p>➡ 教育委員会による<b>地域学校協働活動推進のための体制整備</b>について<b>法令上明確化</b></p>
<p>②<b>コーディネーター機能</b>の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校と地域のコーディネーターの下で、<u>特定の個人に依存するなど持続可能な体制ではない等の課題あり。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「<b>地域コーディネーター</b>」（地域住民や学校との連絡調整を実施）及び「<b>統括的なコーディネーター</b>」（複数のコーディネーターとの連携調整等を実施）の<b>配置</b>や<b>機能強化</b>（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）を<b>推進</b>。</li> </ul>

（※）この他、地域学校協働活動の推進に向けた財政支援、普及啓発、事例集作成等の方策について提言。

# 今後のコミュニティ・スクールの在り方について(中教審答申のポイント)

教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)

コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討



中央教育審議会答申(平成27年12月)

以下の制度面・運用面の改善とあわせ、教育委員会に学校運営協議会の**設置の努力義務**を課すといった総合的な方策により、コミュニティ・スクールを推進することを提言。

制度面の改善	現状・課題	提言内容(見直しの方向性)
① 学校を応援する役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定。</li> <li>委員は、<u>地域住民や保護者一般</u>が規定されているのみ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の役割として、学校運営に加えて<b>学校支援</b>に関する協議を行える仕組みに。</li> <li>学校支援活動に携わる者(<b>地域コーディネーター</b>等)の<b>委員としての参画</b>を促進。</li> </ul>
② 校長のリーダーシップ発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員は教育委員会の任命とされ、<u>校長の関与は特段規定なし</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の任命に当たり、<b>校長が意見申出</b>を行えることとし、<b>校長がリーダーシップを發揮</b>できる仕組みに。</li> </ul>
③ 任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規律なし</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・スクール導入の積極的な検討を促す観点から、<b>柔軟な運用(※)を確保</b>する仕組みに。</li> </ul> <p>(※) 柔軟な運用例：教育委員会規則で、個人を特定しない形での意見に限定</p>
④ 複数校対象の設置を可能に	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>学校ごとに協議会を設置</u>することとされ、複数校の協議会の委員の併任等で対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中一貫教育等の<b>学校間の円滑な接続</b>を図る観点から、<b>複数校について一つの協議会設置</b>を可能とする仕組みに。</li> </ul>

(※) この他、コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面での負担を軽減するための方策等について提言。

## 第二部「生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について」(概要)

### 第1章 生涯学習を取り巻く状況

- **社会状況の変化** 人口減少や科学技術イノベーション、グローバル化などに対応するため、個人が自己の責任と判断で課題解決に取り組むこと、地域社会が住民の力を総合して地域の課題を解決することが求められている。
- **学習環境の変化** ICTの進展によって、e-ラーニング講座、SNSを通じた学習コミュニティ、放送大学の授業のネット配信・オンライン授業、MOOC(大規模公開オンライン講座)等を通じて、どこでも学習することが可能となった。他方、地域に根ざした学習機会は減少の傾向。

#### 平成20年 中央教育審議会答申

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」

多様な学習機会と再チャレンジ可能な環境整備等のための生涯学習プラットフォームの形成及び学習成果の評価の通用性向上のための検定試験の質保証の仕組みの検討などを提言。

#### 平成27年3月 教育再生実行会議 第六次提言

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

各種検定試験など個々人が学んだ成果を蓄積し、評価・活用の仕組みや、社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築する

地域の課題解決等に取り組む人材の育成やそのネットワークの構築が必要。また、雇用形態の変化等により、社会に出た後も知識・技術を習得することが必要となり、個人の「学習・活動履歴」の重要性が高まっている。

**生涯を通じた学習機会を充実するとともに、学習した成果が適切に評価・活用される社会へ**

### 第2章 学習成果活用の課題

#### 学習成果を活用するに当たっての課題

- フォーマル教育(学校教育)、ノンフォーマル教育(公民館等の講座等)、インフォーマル教育(自主的な学習等)それぞれの学習・活動の成果が蓄積され、評価され、企業・学校・地域等での社会的な活用に適切につながるようにすることが重要。しかしながら、その方策は十分に確立されていない。
- 学習活動を更なる学び・活動に広げるため、学習者同士のネットワーク化・学習コミュニティの形成も重要。
- 公民館や大学等における、地域課題や社会的課題の解決に資する学習機会の充実が必要。また、学習者が適切な地域活動へ参加できる仕組みづくりも必要。

### 第3章 今後の施策の方向性

#### 「学び」と「活動」の循環」の形成へ

【基本的視点】 生涯学習を通じて「全員参加による課題解決社会」を実現するため、①各種課題に対応する多様な学習機会を充実し、一人一人の可能性を高めていくこと、②学習した成果が適切に評価され、活用につながる環境を整備すること、を両輪で進めることにより、「**学び**」と「**活動**」の循環」を形成していく。

#### ①「学び」の場の整備・充実

- 地域課題の解決等における学習成果の活用のために必要なこと

学習機会提供者： 地域の課題や社会のニーズに対応した学習機会の充実

学習者： 学習成果の活用を意識した学習活動

- 学習者の利便性向上やネットワーク化のために、生涯学習におけるICTの活用を推進することも重要。

#### ②「学び」と「活動」の橋渡し

- 学習成果の活用には、大学等の学位や国家資格等のほかに、様々な学習の成果が身近で適切に評価される環境の整備が重要。

⇒ 検定試験の活用： 検定試験によって培った能力を地域や企業・学校等で活用する取組の促進

⇒ 「人材認証制度」の活用： 様々な社会的課題の解決を目指す人材の育成・確保に寄与

- 学習者の学習履歴等を基に、効果的に地域等の「活動」につなげるとともに、更なる発展的な学習機会を提供し、新たな「学び」につなげることも重要。

⇒ 学習者・地域活動・学習機会をつなぐ役割を果たす人材(社会教育主事、地域コーディネーター等)の育成が必要となる。

⇒ ICTを活用した生涯学習プラットフォーム(仮称)： 学習と活動を効果的につなぎ、それらの活性化を図る。

- 個人と家庭、職場、学校、地域を総合的に捉えた生涯学習が一層進展することが期待される。

## 第Ⅳ章 検定試験の質の向上等

※本答申の対象＝学習者の学習成果を測り、一定の基準に照らして合格・不合格の決定や達成した水準の程度を示すもののうち、法令等に基づかず、民間の団体が実施するもの

### 検定試験の評価及び情報の公開

○ 検定事業者による情報公開が期待され、評価を通じた検定試験の一層の質の改善と向上が求められる。

#### 自己評価

検定事業者は、検定試験の質の向上のため、「検定試験の自己評価シート」を活用して自己評価。

- ・ 少なくとも毎年度1回は行うことを基本。受検者や活用者にも分かる形でその結果を公表。
- ・ 国は、各検定事業者の自己評価の取組の充実のため、自己評価の項目等をガイドラインとして示す。

#### 第三者評価

##### 対象

- ・ 検定事業者が、自らの判断により、積極的に第三者評価を受けることが強く期待される。
- ・ 社会での広い活用を目的とするものや国の後援を受けるものは、第三者評価を受けることを基本。
- ・ 3～4年に1回行うことを基本。

##### 実施 機関

- ・ 多様な主体が特色のある第三者評価を実施し、検定事業者がその中から選択。
- ・ 国は、第三者評価事業の後援、第三者評価のガイドラインの作成などにより支援。

##### 項目 内容

- ・ 運営・組織に関する項目は、全ての第三者評価機関による評価において、評価の対象。
- ・ 試験問題を作成する体制等の状況は、運営・組織に関する項目の一環として評価。
- ・ 試験問題に関する項目の第三者評価は一律には求めず、第三者評価機関が専門性を発揮し実施。
- ・ 具体的な内容・項目は、第三者評価機関が定めることを基本。国は一定の基準を策定。

##### 結果 公表

- ・ 第三者評価の評価結果は、検定事業者とともに、第三者評価機関においても公表。
- ・ 国は、公表される評価結果について、検定試験の受検者・活用者への周知を促進。

##### 自己 評価 との 関係

- ・ 第三者評価機関は、検定事業者が取り組むべき自己評価の項目・内容を示す。
- ・ 検定事業者は、自己評価シートに加えて、業務遂行の適正性の状況について毎年度点検・評価を行った結果を第三者評価機関に提示。国の後援を受けているものは、国に対しても提示。

※国は、自己評価・第三者評価の相互の体系や詳細を更に検討し、「検定試験の評価ガイドライン」を策定。

※関係者評価は、今後、検定試験の評価の体系に位置付けないが、自主的に取り組むことは有意義。

### 検定試験の一層の社会的活用のために期待される取組

##### 検定 事業者

- ・ 社会的活用を念頭に、自らの運営・組織の状況、検定試験の受検者数・合格率などの基本的な情報や、測ろうとする資質・能力の詳細、検定試験の社会における活用事例等を示すことが求められる。
- ・ 基礎から発展まで幅広い検定試験の実施、家族ぐるみで検定試験に取り組むことができる工夫などにより、学習者が生涯にわたり段階を追って学習を継続する励みとなることが期待される。

##### 企業 等

- ・ 受検を推奨する検定試験の明示、受検料等の負担軽減等の様々な支援が考えられる。
- ・ 人材募集の際に、検定試験に既に合格している者を一定程度優遇することなども考えられる。
- ・ 検定試験の設計段階から積極的に関与し、人材募集の際の要件とするなどの取組が考えられる。

##### 学校

- ・ 検定事業者が公開する情報等に基づき、活用可能な検定試験を積極的に明示するなどして、多様な学習成果を測る方法の一つとして検定試験を活用することが考えられる。
- ・ 検定試験の結果を学校での指導に役立てるとともに、特に高等学校段階で、学校の教育目標や実態に応じて、その合格により関係科目の単位認定を行うなどの取組を一層進めることが期待される。

##### 国・地方 公共 団体

- ・ 国においては、産業界や学校と検定事業者などの関係者間の対話の場の設定や、協働による検定試験の質の向上や社会的活用の促進のための取組が期待される。
- ・ 地方公共団体においては、公立学校の設置者として、学校における検定試験の適切な活用のために必要な情報を各学校に提供することなどにより、各学校における適切な活用を促すことが期待される。

### 「人材認証制度」の活用の促進

※人材認証制度：一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を第三者が客観的に認証等を行う仕組みを網羅的に指すもの

○ 公民館等の社会教育施設や大学等は、人材認証制度を活用した取組を充実することが期待され、国・地方公共団体もその取組を促進することが期待される。

## 第V章 ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の構築

これまで行われてきた対面による交流や相談、情報提供は、今後も有意義。今日のICTの進展を踏まえ、これらの取組への支援の充実のため、ICTを活用したプラットフォームを構築することが可能になった。ICTの活用により多様な情報の効果的な記録・管理・活用が可能になり、また、活動機会を増やすことも可能になる。

対面による交流での情報提供、マッチング等に加えて、ICTを活用して学習・活動の成果を適切に記録・管理・活用することを希望する学習者のため、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の構築に向けて検討を進める。

### 生涯学習プラットフォームに求められる役割・機能と実現されること

#### 第1の機能 学習機会の提供

##### 【求められる役割・機能】

- 成果の活用を意識した学習機会の充実、学習活動の展開への支援
  - ① 各種情報(学習機会、地域課題、地域活動、「人材認証制度」等)の共有
  - ② 教育コンテンツの流通
- 大学、地方公共団体、民間事業者等による学習プログラムの体系的な再構築

##### 【実現されること】

- 学習者の学習・活動履歴に応じた関連の深い講座等の推薦(レコメンド機能)。学習相談への活用
- 学習者の目標設定の支援・意欲の持続、学習機会提供機関の活性化や連携・協働
- 社会教育主事等による社会教育事業の企画・立案時の活用

#### 第2の機能 学習・活動履歴の記録・証明

##### 【求められる役割・機能】

- 学習機会提供者や検定試験実施団体等による記録・証明。
- 記載の信頼性と自由度のバランスをとりつつ、様々な学習・活動成果を広く示す。
  - ① インフォーマル教育を通じた学び等を一人一人が自由に記載できる部分を設ける。
  - ② 学習者や相互の人的ネットワーク等を活用し、知識・技能の証明等を実施。

##### 【実現されること】

- 学習・活動履歴の信頼性を確保。
- インターネット等を通じ、多くの人への学習・活動成果の提示が可能。オープンバッジ等の最新技術の導入も可能。

#### 第3の機能 学習者等のネットワーク化機能

##### 【求められる役割・機能】

- 学習者同士をネットワーク化し、実際に地域の人材を求めている地方公共団体やNPOとのマッチングに資する。

##### 【実現されること】

- 社会教育主事や地域のコーディネーター等の社会教育関係者による、学習と活動とのより効果的なマッチング
- SNSを通じた仲間とのつながり・学習コミュニティの形成等による学びや活動の更なる活性化

### 当面取り組むべき課題

※システムとしての運用可能性、効果や影響についての分析・検討、マネジメント方法、他の推進方策との整合性、個人情報保護等に留意して、更に関係者と協働して検討を進める必要。

- ・ ICTを活用した初等中等教育段階向けの実証事業の成果を活用しつつ、フォーマル教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育を包含する生涯学習全般に拡張するための検討を進める。
- ・ 学習活動の成果の蓄積を基にしたマッチング等機能の在り方の実証を進める。
- ・ 諸外国における学習・活動の成果の蓄積・活用に係る事例研究が必要。
- ・ 様々な関係機関との役割分担の検討が望まれる。

### 発展的な「学び」と「活動」の循環へ

- ・ 様々な学習・活動の成果や履歴等の情報の活用により、学習者・学習提供者・活動機会相互の評価・マッチングが進む。
- ・ 蓄積された学習・活動履歴等のデータ分析により、関連研究が促進。
- ・ ICTの活用により、生涯学習活動の世界的なネットワーク化や国境を越えた学習情報の収集・発信に寄与。

## 生涯学習分科会企画部会 意見のまとめ

### 1. はじめに

### 2. これからの社会に求められる資質・能力等について

論点1 2030年以降に予想される社会の変化を踏まえて、今後、社会人に求められる資質や能力について

### 3. 「学びの継続・学び直し」の推進に向けて

#### (1) 「学びの継続・学び直し」について

論点2 「学びの継続・学び直し」を推進する方策について

#### (2) 「学びの継続・学び直し」の推進におけるICTの利活用について

論点3 「学びの継続・学び直し」を推進する上でのICTの利活用について

### 4. 長寿社会における生涯学習について

論点4 長寿社会における高齢期の生涯学習の要素とその在り方について

論点5 高齢期の生涯学習と社会参画、多世代交流について

### 5. 課題解決社会の実現へ

#### (1) 「学び」と「活動」の循環の推進について

論点6 課題解決社会の実現に向けて「学び」と「活動」の循環を推進する方策について

論点7 地域の「学び」と「活動」の循環を促す行政の役割について

#### (2) 青少年の体験活動と地域参画について

#### (3) 全ての親の学びや育ちを応援する家庭教育支援について

#### (4) 地域課題解決を促す行政体制の整備について

## 1. はじめに

- 中央教育審議会生涯学習分科会の前身となる、当時の文部省に置かれた生涯学習審議会は、平成4年に初めての答申となる「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（答申）」を取りまとめた。同答申において「生涯学習社会」の概念が示され、その実現に向けて生涯学習の振興が本格的に図られて以来、既に四半世紀近くが経過した。その間、全国の地方公共団体、関係団体、大学、地域等における様々な方々による多様な取組を通じて、着実に「生涯学習」の用語は人口に膾炙し、学習活動も国民生活に広く定着してきている。
- その一方で、「生涯学習」の文字から受ける印象として、ともすれば趣味的な、余暇活動のようなものを指す用語として一般に受け止められているきらいもある。しかし、元来、生涯学習は、それだけにとどまるものではなく、義務教育期を含む学校教育はもちろん、人の一生涯を通じて様々な場所において展開される教育・学習活動を幅広く含む概念である。
- 社会の変化に目を向けると、長寿化が進み、定年後の生活が「余生」としてではなく、新たな人生のステージとなりつつある中、第二、第三の就労も含めて多様な選択肢から選び、再出発する生き方が可能となるための学習機会の充実が重要となっている。義務教育期から青年期、社会人、高齢期の全体を見通して、様々な学びの場、学びの時期をシームレスに結んでいく視点も、今後ますます重要となる。他方、近年、諸外国と比べ、我が国の子供たちは、学力がトップレベルであるにもかかわらず、自己に対する肯定的な評価（自己肯定感）が低い状況にあると指摘されている。また、地方においては大都市への人口流出が進み、地域のコミュニティが崩れつつあるなどの指摘があり、今後は、地域が持つ知恵、人材、資源といった魅力を引き出しながら地方創生を本格的に推進することも求められている。
- 生涯学習の推進が目指すところは、人々が生涯を通じて家庭・地域・学校・職場・社会とそれぞれの場で生きる中で、自発的意思あるいはそれぞれの必要性に基づき、様々な学習機会に触れ、一人一人の能力や可能性が高められるとともに、その学習成果が広く社会的に活用されることによって、生き生きとした地域や社会の創出、生産性の向上が実現されていくことにある。すなわち、学習活動の成果が適切に評価され、それが更なる学習活動へとつながることによる、「学び」と「活動」が循環する生涯学習社会の実現を目指すものである。
- そのためには、学校や地域社会だけでなく企業においても、個人による学習や活動への理解をもち、その推進に協力するなど、課題解決社会の実現に向けて協働し

ていくことが求められる。

- いま、生涯学習社会の実現を謳う教育基本法に基づき、第3期教育振興基本計画の策定に向けた検討が進みつつある中、2030年の社会を見据えて、改めて今後の生涯学習の推進を図る上で主たる柱となるべき事項を明らかにすることが重要である。このようなことから本企画部会において、6回にわたり調査審議を行ってきた。
- これまでの調査審議を踏まえ、今後の生涯学習分科会における生涯学習推進方策の検討に資することが期待される事項について、以下、七つの論点にわたって意見を整理した。ただし、取り上げた事項は十分に網羅できていないため、今後、第9期生涯学習分科会においても必要な事項が議論されることを期待したい。なお、社会教育行政体制や家庭教育支援、青少年教育の在り方に関する議論は、後述のように、文部科学省に設置された有識者会議において別途検討が重ねられており、本企画部会においても検討状況を共有するなど、適宜連携を図ってきたところである。
- 今後、この「意見のまとめ」を踏まえ、生涯学習分科会において更なる議論が深められることを期待したい。

## 2. これからの社会に求められる資質・能力等について

- 初等中等教育分科会教育課程部会においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領の改訂に向けた検討が進められてきた。
- 先般取りまとめられた答申<sup>1</sup>においては、新しい時代に求められる資質・能力を以下の三つの柱で整理している。
  - ①生きて働く「知識・技能」の習得（何を理解しているか、何ができるか）、
  - ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成（理解していること・できることをどう使うか）、
  - ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）

---

<sup>1</sup> 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日）

- 諸外国の動きに目を移すと、2000年頃から成人に求められる資質・能力を国際的な標準として定義する動きがあり、OECDのキーコンピテンシーの議論や問題発見・解決能力、21世紀型スキルなど、これまで多くの提言がなされてきた。OECDでは、PISA調査の革新分野として、2018年に「グローバル・コンピテンス」を調査する予定である。
- 本企画部会においても、今後の社会の変化を見据えつつ、また、これらの国際的動向を踏まえて、どのような資質や能力が求められるのか検討を行った。主な意見は以下のとおり。

**論点1：2030年以降に予想される社会の変化を踏まえて、今後、社会人に求められる資質や能力について**

- ・人生100年という長寿社会において、生涯に2、3の仕事に就く（二毛作、三毛作）など、倍近く長くなった人生を自分で設計して、かじ取りしながら生きていく必要がある。
- ・能力は加齢とともに衰えるという誤解がある。最近の研究では、短期記憶力は年齢とともに低下する傾向だが、日常問題解決能力や言語能力は高齢になっても発達し続けることが分かってきた。
- ・人間の能力は非常に多様であり、その変化は多次元で多方向。50歳、70歳になって落ちている能力もあれば、発達したり、一定のレベルを保っている能力もある。何歳であっても、持っている能力を最大限に活用して生きていくことが必要。落ちている能力はなるべく補っていくことを考えること。
- ・成人になると、社会や地域における暮らしや職業、ボランティア活動等の文脈と自分自身を結びつけていく力、すなわち、つなぐ力や協働する力が重要になる。
- ・PISA2018の革新分野として実施される「グローバル・コンピテンス」の考え方を踏まえると、これからの大人に求められる生きる力とは、「自立的に生きること」「道具を使うこと」「世界で行動すること」ではないか。
- ・答えは自分で決めるということ、そして決めるときにどのような決め方があるか、決める力を身に付けなければならない。
- ・決める、考える、模索する、うまくいかないときは戻り、再学習するという循環になるので、再学習する際に何を学ばよいかをきちんと設計し、学ぶ能力が必要となる。
- ・ボランティアやNPOなど市民が地域のガバナンスに主体的に関わるようになっていく中、市民性の高い積極的な人材の育成が求められており、社会教育や生涯学習を通じて市民性の教育を推進することが大事。
- ・社会参加型の学習を通じ、集合的知識を取り込むことによって個人の能力をさらに

発達させることができる。これらをいかに大人に身に付けてもらうかが課題。

- ・「アクティブ・ラーニング」は、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための学習改善であり、どのような学び方をするによって学びの質を変えていけるかを具体的な学習者の姿で考えることが重要。一つの固定化した実践の枠組みや方法を指すものではなく、不断に改善していくことが重要となる。
- ・OECD諸国に比べ、日本人のICT使用スキルに課題があり、今後、その向上に力を入れていくべき。

#### 【今後の検討課題例】

- ・成人の学習発達可能性に関する科学的知見としてどのようなものがあるか。
- ・人工知能の普及やグローバル化、長寿化など2030年以降の国内外の社会の変化を見据え、人生のどの段階で、どのような力を、どのように、どのような場で身に付けたらよいか。
- ・学校教育とも関連させつつ、地域の中の一員として求められる能力をどのように養うべきか。
- ・生涯学習の場において、主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点）をどのように実現したらよいか。

### 3. 「学びの継続・学び直し」の推進に向けて

#### (1) 「学びの継続・学び直し」について

- 第2期教育振興基本計画では、「キャリアアップや再チャレンジを目指す社会人など学習を必要とする全ての人々が、生涯のどの時点においても学び直し、社会で活躍できる環境を構築していく必要がある」とし、計画期間において、生涯を通じた学びの場としての大学・大学院・専門学校等の機能を強化する方策が推進されてきたところである。
- さらに、平成28年5月にとりまとめられた中央教育審議会答申<sup>2</sup>においては、「職業生活と学習活動を往還し、又は同時に営みながら、知識・技能等の修得・更新を図ることのできる、社会人の学び直し環境を整備していくことが、重要となっている」とし、新たな高等教育機関の制度化が提言されたところである。

<sup>2</sup> 中央教育審議会答申『個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について』（平成28年5月）

- 本企画部会においては、高等教育機関や生涯学習・社会教育施設等における「学びの継続・学び直し」の在り方について幅広く検討を行った。主な論点と出された意見は次のとおり。

## 論点2 「学びの継続・学び直し」を推進する方策について

### (課題・困難に関して)

- ・ビジネススクール等、社会科学、実業に役立つ学科の大学・大学院に社会人が入学しないのは、金銭的な理由が非常に大きい。
- ・学びで成功体験を積んだことがない人は学びに積極的に投資しようという意識になりづらい。
- ・労働者の自己啓発における課題として、お金がない、時間がない、が上位に上がる。
- ・若年者は、目指すべきキャリアがわからない、どのようなコースが自分の目指すキャリアに適切なのか分からないという課題がある。
- ・どこに相談したらよいか、誰につないでもらうか、自分が学んだことはどこで生きるのかということをも具体化していくことが重要。

### (学び直しの機会に関して)

- ・「学び直し」を振興するには、学び始め、学び続けるための資金的・時間的・心理的ハードルを下げる必要がある。このため、以下の施策を行うことが重要。①学び始める際の費用の支援や、企業における学ぶための有給休暇の導入の促進。②学び始めた人が学び続けていく学習環境を整えるため、実習・実技、主体的・対話的で深い学びなど専門性を育成しやすい教育方法の充実や学習後の活用につなげるコンサルティングを行う。③「学び続ける人」が引き続き大学院等で学びを深めていけるよう、無償化や奨学金などの形で教育費を公的に負担する。
- ・学びの有効性に実感が持てない若年・現役世代の学び直しを推進していくための体制を整えていくべき。
- ・学び直しへの動機付け、学習内容のガイダンス、教育機関とのマッチング、就職等への継続など、学びに関するコーディネートを行う体制を整えていくことが求められる。
- ・学びに関するコーディネートを行う際には、学習への動機付けに対する理論、学習内容（職業資格、専門スキル）に関する幅広い知識、成長意欲を引き出すカウンセリングスキル、コーチングスキル、学習後実地経験を積む場とマッチングすることができるコーディネーションスキル、就業や開業へのコンサルティングスキルが求められる。
- ・「学びの継続・学び直し」の機会が十分周知されていない。また、「見える化」していくことも必要。
- ・「学びの継続・学び直し」の推進に当たって、行政や地域、高等教育機関が連携し、

取組の周知やモデルの提示などに取り組んでいくことが効果的。

- ・基礎的な能力の習熟度よりもそのスキルをどう活用するかが生産性向上にとっては重要とされる。就業者が身に付けた基礎的な能力の活用面で課題があるのではないか。教育訓練の段階で機会を拡充するとともに、習得した後の活用にも意を用いた教育機会の提供が必要ではないか。

#### (内容に関して)

- ・働く上で必要な知識や技術の更新頻度が早く、1回定着した学歴や知識だけではついていけない時期が来ており、生涯学び続ける仕組みが必要。
- ・職場で求められる技術の本質が変わってきており、時代にうまく合った形で生涯学習の機会を提供していくことが大事。
- ・知識やスキルの高度化・価値の多様化が進んでいるため、それらの年代的・職業的ギャップが存在する。これらのギャップをどのように埋め、能力を向上させるかは難しい課題。
- ・調査によると、OECD諸外国に比べて日本では、数的思考力、ICTスキル、問題解決能力の職場での使用頻度が低く、職業生活で生かされていないのではないか。
- ・非正規雇用労働者の職業能力開発の機会が正規雇用労働者に比べて限定的であり、充実させるべきではないか。
- ・しっかりした職業資格をとることが正規雇用労働者へ転換するためには現実的な手段。
- ・非正規社員・非就業者に対しては資格が取れるような講座を、正社員に対しては今後必要となる技術に関する学びの機会を提供することが大事。

#### (制度に関して)

- ・人生の中で常に学ぶ場にアクセスできるよう教育制度を見直さなければいけない。
- ・社会人が仕事のために学ぶ際に、履修証明プログラムや科目等履修制度はとても有効なアプローチ。
- ・学びの継続・学び直しをする際の金銭的、時間的、空間的制約を乗り越える上で、放送大学は学びやすい。内容的にも実践的な教養教育を提供しており、活用の促進が期待される。
- ・検定試験は学びを継続したり学習成果を活用したりする上で重要な役割を果たしている。現在進められている質の向上に向けた議論を踏まえ、検定試験の更なる活用が期待される。

#### (企業をめぐって)

- ・中小企業は大企業に比べて企業内での職業能力開発の機会が少ない。

- ・業界規模・関係団体規模で職業能力開発の機会を用意することが重要。
- ・情報化・技術革新が加速する中、企業固有の技術より横断的かつ専門性の高い技術に関する需要が高まっているため、外部の教育訓練機関の重要性が高まってくる。
- ・地域の専修学校の力を借りながら、産業の起業や企業研修の実施、ICTの活用など今の時代に合わせた対応をしていくことが考えられる。

#### 【今後の検討課題例】

- ・社会人の属性や背景ごとの課題・困難に応じた「学びの継続・学び直し」の具体的な推進方策や相談機能の充実の在り方について
- ・「学びの継続・学び直し」を進める上で、大学や専門学校側がどのような課題・困難を抱えているか
- ・「学びの継続・学び直し」を進める上で、企業の抱える課題や企業への働きかけなどに関する厚生労働省等他府省庁との連携方策について

## (2) 「学びの継続・学び直し」の推進における ICT の利活用について

- 一度身に付けた知識を更新したり、関連する新しい知識を獲得するなど、学び続けるようにするためには、身軽に手軽に最新の知識を学べる機会を充実することが重要であり、そのために、例えば ICT を積極的に利活用することが考えられる。この観点で ICT を利活用した学習について議論した際の主な論点・主な意見は次のとおり。

### 論点3 「学びの継続・学び直し」を推進する上での ICT の利活用について

#### (ICT を利活用した学びの可能性)

- ・日本では、成人教育・訓練への参加率はOECD諸国と比較して低い傾向が見られ、ICTを利活用して教育・訓練の機会を充実・促進していくべき。
- ・介護等で地元から離れられない人がMOOC<sup>3</sup>等のICTを活用して資格を取り、地元にも貢献できる人材になることも考えられる。グローバルとローカルの視点から活用を推進してほしい。
- ・数年内に産学連携の推進等により日本のオンライン学習の体系化・カリキュラム化を進めるとともに、潜在的なニーズを掘り起こして多くの人を受けられるようにしていかなければならない。
- ・十代などの若い世代に対し、学校卒業後もコミュニティで学び続けるという学習スタイルを提供していきたい。
- ・幼少期の学習者に対してもICTを活用した学習環境を提供し、生涯学習を支える

<sup>3</sup> Massive Open Online Course (大規模公開オンライン講座) の略

学習歴を付けていく形にしたい。学んできたことがオープンになり、評価される社会を作っていけたらよい。

- ・本人の意思で MOOC 学習歴を公開し、自己アピールできる仕組みや修了証をアピールできるような仕組みづくりも考えられる。

#### (ICT 利活用時における大学等との連携)

- ・高等教育レベルの高水準の学びを求める人たちのため、大学はユニバーサルサービスに転換していくべき。その際、大学はオンラインと対面の学習を組み合わせることにより高度な能力育成機関としての役割を果たし、広く生涯学習の振興に寄与することが期待される。
- ・放送大学では、学生はほぼ全ての授業をネットで見ることができる。全国の大学と単位互換協定を結び、ネット授業と対面授業を組み合わせる取組が進んでいるが、このような取組は特に社会人の大学入学促進に有効である。
- ・大学が身近にない地域でも学びにアクセスできるユニバーサルサービスとして、日本版 MOOC が展開されるよう、今後、日本の大学が積極的に参画することが求められる。
- ・オンライン学習を通じて、大学と公民館や図書館等との連携が強化されることによって、より高度な生涯学習を実現するための一つの回路が開かれつつある。

#### (ICT を利活用した学びのコミュニティづくり、交流について)

- ・オンラインを使用し、またはオンラインをベースに知識を習得し、学びのコミュニティに参加し、学び続ける生涯学習のプラットフォームをつくることことができる。
- ・自立した学習者を増やす・維持するためにはコミュニティの力が重要。オンラインで予習し、公民館や図書館をうまく活用して対面授業を実施し、学び合うコミュニティを築いたらどうか。議論がとても活発に行われ、多世代交流も円滑に行われる。
- ・対面授業で多世代交流を意図的に組み込むことは大事。個人が幼い時から一貫して学ぶということと、ほかの世代と交流して学ぶことは生涯学習の真骨頂。

#### (多様な場・環境での ICT の利活用について)

- ・貧困や不登校の子どもたちへの学習支援における MOOC の活用を期待したい。
- ・字幕が付いているため、聴覚障害の方にも利用できる。また、不登校、院内学級、移動が困難な高齢者など様々な方の社会参画の方法として、オンラインは、同じ興味を持つ方を見つけ、出会い、活動を広げるためのきっかけ作りになる。
- ・オンライン授業とセットとなる対面型の授業が公民館、図書館、博物館において実施されると良い反応が生まれるのではないかな。
- ・大きな博物館や図書館が、オンラインで情報発信に積極的に取り組んでいくことも考えられる。

- ・MOOC は生涯学習の機会の喚起と社会教育施設の利用の促進をサイクルさせる、ある種のカンフル剤にもなる。

#### 【今後の検討課題例】

- ・「学びの継続・学び直し」をする上での ICT 利活用の在り方について
- ・ICT を利活用した学習を行う上で、大学や社会教育施設などの教育機関との連携の在り方について
- ・ICT を利活用した学習によるコミュニティの形成や多世代交流の在り方について
- ・公民館や図書館など社会教育施設等を含むあらゆる生涯学習の場・機会における ICT の利活用方策について

## 4. 長寿社会における生涯学習について

- 我が国の平均寿命は1950年から2000年にかけて約30年程度延びていることなどから、これからの長寿社会においては100年を生きる心構えで生きていかなければいけないとの指摘がある。何歳になっても生きがいを持ちつつ社会の重要な一員としてあるために、生涯学習は重要であり、文部科学省では、有識者会議による検討を踏まえ、平成24年に「長寿社会における生涯学習の在り方について」をまとめたところである。
- 平成28年5月に取りまとめられた中央教育審議会答申<sup>4</sup>においては、「高齢者も含め一人一人が生き生きと自己実現を図りながら、その学習成果を適切に活用して、社会参画するといった個人の自立や地域社会の共助に向けた取組が一層必要になっている」としている。このため、企画部会においては、高齢者<sup>5</sup>の学習成果の評価や活用という視点も含めながら、これからの長寿社会を支えて生き抜くための生涯学習の在り方について意見交換を行った。主な論点、主な意見は次のとおり。

### 論点4 長寿社会における高齢期の生涯学習の要素とその在り方について

#### (長寿社会による影響・変化)

- ・人生90年もあれば、非常に多様な人生設計ができる。自分の能力を生かして夢を実現することが可能。仕事も一つでなく、二つ持つことができる。転職も本人の人

<sup>4</sup> 中央教育審議会答申『個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について』（平成28年5月）

<sup>5</sup> 高齢者の健康や生活環境は多様であり、高齢者を何歳以上とするかについて様々な意見がある。政府の高齢社会対策基本大綱においては、「一律に「支えられる」人であるという認識と実態との乖離をなくし、高齢者の意欲や能力を活かす上での阻害要因を排除するために、高齢者に対する国民の意識改革を図る必要がある」としている。

生設計次第。うまくいかないときは軌道修正しながら生きていける。

- 生き方に自由度ができてきており、結婚、出産、就職、転職などの決定は本人の選択の問題になってきている。
- 1992年と2002年の高齢者の歩行スピードを比べると、11歳くらい若返っているとの結果が出た。日本人は単に長生きしているだけでなく、元気に長生きするようになってきている。
- 20年前の65歳と今の65歳は大きな違いがあり、65歳以上を「高齢者」と位置づけたり、働かないでよしとする科学的な根拠はない。
- 65歳から後の人生の9割近い期間は自分で生活できる自立期間である。高齢者人口が急増すると、最も増えるのは介護が必要な方というよりも元気な高齢者だと認識しておくことが重要。
- 子供の貧困は保護者の貧困問題でもあり、そこが改善されない限り、20～30年後の高齢化社会は現在よりも大きな格差問題が生じているだろう。
- 定年後に一番やりたいことを聞いたところ、働く、二番目は自分を磨く＝学ぶという調査結果。学び方も資格取得、教養的なものなど多種多様になっている。
- 少子化に伴い、就労人口が急速に減少している。日本の高齢者は支えられるよりも支えたいと考えており、高齢者も支える側になり、いかにしてみんなで社会を支える状況を作っていくかが課題。
- 家族以外の親しい人の接触状況に関する調査によると、女性は増えているが、男性はどの年代も減っており、問題である。

#### (長寿社会における生涯学習)

- 健康寿命を延ばす政策が必要。長寿社会において、人生の最後まで元気であるような新しい人間像・社会像を示さなければならない。
- 高齢社会の課題を解決し、新しい生き方、新しい社会の在り方を提案することが必要。その一環として生涯学習がある。セカンドライフを設計し、それに必要なものを勉強し、働いて、人と交わって、地域をつくっていくということが本当の生涯学習であり、これからの生涯学習の視点には必要。
- 高齢者による学習実態や高齢者を対象とした学習機会の実態を捉えると、学習内容や手法が多様化しているとともに、学習機会が多世代化している。一般的な学びの場に積極的に高齢者が参加している。
- 学習内容に、体力、筋力の向上やロコモティブ・シンドロームの予防、食事の在り方など健康保持に関する視点が重要である。
- 高齢者自身が地域で自分の役割を見つけることには限界があり、役割が生み出される仕掛けが重要。
- 生涯現役の人生を目指さなければ、高齢者自身もそれを支える若手世代も幸せではなく、高齢者の社会的役割を創り出していくことがとても重要。

- ・高齢期に慌てて勉強するのではなく、若いうちや成人期から長寿社会を目指し、働きながら地域に関わったり、働きながら学習を深めていくといった、仕事と学びを循環させる視点が大事。
- ・セカンドライフをよりよいものにするためには、ファーストライフの段階で「関わり」や「生きがい」の芽を育てておかなければいけない。
- ・若い世代も含めてどの世代においても長寿化に関する諸課題について学ぶことが求められる。また、子育てをしつつ高齢者の介護をするダブルケアの課題が生じるなど、長寿化に関する諸課題が多様化しているため、学習分野（内容）を拡大することが必要。

#### 【今後の検討課題例】

- ・長寿社会において、高齢者が健康を保持し、社会と関わりつつセカンドライフを生きていくための学習の在り方について
- ・「定年」にとらわれず、長寿を見据えて第二、第三の仕事や地域課題解決等に参画するための学習の在り方について

### 論点5 高齢期の生涯学習と社会参画、多世代交流について

#### （社会や地域との関わり方）

- ・シニアの就労は、個人に対しては、健康、生きがい、つながり、居場所、収入という点で、社会に対しては高齢者が生産者・消費者・納税者になり、長期的に医療、福祉の財政面でプラスになる点、そして、地域力・孤立防止というような社会の支え合いができる点でメリットがある。
- ・ボランティア活動に参加したいのに、参加していない高齢者が多い。
- ・退職後こそ、地域に根ざした活動を展開するために必要な技能を発揮しなければならず、そこへの支援を本格的に考える必要がある。
- ・高齢者が学びながら青少年委員、補導連絡員、子ども会、児童館ボランティア、ファミリーサポートとして活動している。
- ・第二、第三の社会参画の在り方として、民生委員・児童委員、社会福祉委員などの非常勤公務員になることや、シルバー人材センターへの登録も考えられる。
- ・高齢者のボランティア活動・社会貢献において「意欲」や「楽しみ」は重要。
- ・学び、ボランティア活動、健康づくりの全てが満たされる活動は長続きする。
- ・ボランティアというよりも高齢者自身の学び、自分事として呼びかける工夫がよい。
- ・学校運営協議会委員に高齢者が地域住民の代表として積極的に参加している。ほかにも授業支援や放課後支援、クラブ支援をする NPO 法人や市民ボランティア、おやじの会や父親の会、キャンプ指導等に関わっている。
- ・高齢期の活動はボランティア活動であれ就労であれ、多様化している。高齢者が学

ぶことで地域の活動につながり、多世代が交流することで地域の活力に結び付くことが望ましい。

#### (多世代交流について)

- ・地域の学び・社会の学びにおいては、若い人と高齢者が出会う多世代交流という視点が大事。
- ・地域において多世代で交流したり、多世代で支え合うシステムが必要。
- ・高齢者が元気になれたり、生きがいを見出しながら支えられるよう、多世代交流、次世代支援の視点を持つことが大事。
- ・高齢者も研修を受けながら子ども・子育て支援、在宅子育て支援に関わっているなど生涯学習施策と子育て支援施策は密接に結び付いている。
- ・高齢者世代と子育て世代といった交流だけでなく、いろいろな属性の人的交流が重要である。

#### 【今後の検討課題例】

- ・高齢期の「学び」を「活動」につなげ、就労したり民生委員やボランティア等として地域の課題解決に関わるなど社会に参画する仕組みの構築について
- ・高齢期の「学び」や「活動」における多世代交流の意義や効果を踏まえつつ、その採り入れ方について

## 5. 課題解決社会の実現へ

- 昨年5月にとりまとめられた中央教育審議会答申<sup>6</sup>にあるように、これからの地域社会においては、地域住民が学習を通じて知識や技能を身に付けるとともに、市民性を備え、地域の課題解決や様々な地域活動等に参画していくことも重要であり、このような地域づくりの支え手・担い手の育成のために生涯学習の果たす役割は、一層大きくなると期待される。
- 個々人が生涯を通じて地域課題について学び、その学習成果を活動につなげ、地域の課題解決に参画することを推し進めるため、以下、本企画部会における議論に基づき、「学び」と「活動」を循環するための方策、青少年の体験活動の在り方、家庭教育における課題解決支援体制の整備、最後に、課題解決社会の実現に向けた行政の在り方等について整理している。

<sup>6</sup> 中央教育審議会答申『個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について』（平成28年5月）

## (1) 「学び」と「活動」の循環の推進について

- 上記答申においては、社会や地域の課題が複雑化する中、それら各種課題に対応する多様な学習機会を充実し、個人が自己の責任と判断で課題解決に取り組むとともに、地域社会が住民の力を総合して地域の課題を解決することの重要性を示した。併せて、個人の学習した成果が適切に評価され、それが活用と有機的につながる環境を整備することにより、「学び」と「活動」の循環を形成することを提唱した。
- 本企画部会においても、「学び」と「活動」の循環を推進するための方策について次のような意見があり、今後もこの論点について議論を深めていくことが重要である。

### 論点6 課題解決社会の実現に向けて「学び」と「活動」の循環を推進する方策について

- ・学習をすれば地域社会に貢献したいという意欲がわき、貢献しているとさらにまた学びたくなる、そうした考え方を生かしていくことが重要である。
- ・地域で活動している人はもっと学んだことを生かしたいと思っているにもかかわらず、生かせる場面がない。
- ・地域課題についての学習機会を充実するとともに、その学習者と、当該人材を求める側をマッチングさせ、学んだことを地域課題解決に生かす仕組み作りが一層重要となる。
- ・地域の活動で学ぶ、人とのネットワークの中で考えるということが大事になっている。「現代的・社会的な課題に対応した学習」は、地域の様々な課題、活動と連動した学習と捉え、広げて考えるのがよい。
- ・第2期教育振興基本計画では、絆づくり、活力あるコミュニティの形成という柱があったが、今後も継承、発展させるべき。地域コミュニティに限らず、多様なコミュニティの活性化、人々の信頼感の醸成など関係性の促進の視点も重要。
- ・子育て世代も含めて、地域活動に必要なものを生涯にわたって学び、参画する地域社会であってほしい。若い方たちを巻き込みながら活動をつないでいかない限り、地域の安定した発展は望めない。
- ・学びと暮らし、職業、ボランティア活動等を結びつけていくためには、企業も重要な役割を果たしている。
- ・課題解決社会を構築する上で、ICTは学習の手段であり、学習対象でもある。

#### 【今後の検討課題例】

- ・課題解決社会の実現に向けて、「学び」と「活動」の循環を普及・促進するための具体的な方策について

- ・課題解決社会の実現における企業の果たす役割について

### 論点7 地域の「学び」と「活動」の循環を促す行政の役割について

- ・何かやりたいが、どこに行けばいいか、どこで活動できるのか分からないこともあるため、「学び」と「活動」のワンストップ行政ができればいい。
- ・多くの機関が連携して取り組むには、都道府県や市町村がきちんと責任を取ることが大事。ただし、行政が出過ぎることなく関係団体・活動をコーディネートするとともに、地域活動のリーダーやコーディネーターにバトンを渡していくことが重要。
- ・市民のニーズや発案に基づき学習環境を整備するなど、市民の声で始める視点も大事。その際、中立的な研究所や中立的な大学・研究機関、あるいは生涯学習センターや社会教育会館などとの連携が有効。
- ・問題が複数世代化・多問題化した際に、個々への対応や専門職一人での対応には限界があり、地域で多世代向けのアプローチをするべく専門職同士が連携する必要がある。
- ・活動参加者に費用の持ち出しをさせないことが重要。参加者が自分のお金を持ち出すと、志があっても長く続いていかない。
- ・活動に参加することに対する手当ては自治体間で格差がある。手当てのために助成金に応募したり、NPO 化を通じてお金を集めているところもある。誰がどう活動を支援していくか考える必要がある。
- ・適正な受益者負担も頂きながら、活動の継続性をいかに支援していくかが重要。

#### 【今後の検討課題例】

- ・地域の「学び」と「活動」の循環を促し、課題解決社会を構築するための行政の役割について
- ・行政機関と NPO 等様々な関係機関・施設との効果的な連携の在り方や活動資金の確保の在り方について

### (2) 青少年の体験活動と地域参画について

- 青少年の体験活動の現状等に関する調査によると、学校外で青少年が体験活動を行う時間は短く、また、長期宿泊型の体験活動を実施している学校の割合は必ずしも高い状況ではなく、さらに、保護者の多くが学校の授業や行事以外に体験活動ができる機会が十分でないと感じている状況である。このような状況を踏まえ、文部科学省においては、昨年9月に「青少年の体験活動の推進方策に関する検討委員会」

を設け、今後の青少年の体験活動の推進方策について検討を行っているところである。

- まず、青少年や保護者等がそれぞれのニーズに合わせ「選び」、また、「選ばれる」、「選びやすい」体験活動を推進していく必要がある。そのためには、体験活動が青少年の自己肯定感等を育むだけでなく、地域の課題解決や地域づくりにつながる機会としての役割を果たすことが求められるとの認識の下、体験活動が学校、家庭、地域の連携・協働により継続的に行われるよう、同検討委員会では以下の点を中心に検討を行った。
  - ・長期宿泊型の体験活動、困難な状況にある青少年を対象とした体験活動、地域の課題解決に青少年自身が直接関わるような体験活動など、非日常型又は課題解決型の体験活動の機会の充実
  - ・非日常型又は課題解決型の体験活動によって得られた効果の継続の観点や、地域社会の接点として気軽に立ち寄れる居場所等として、身近な場所における体験活動の充実
  - ・体験活動を「経験したい」、「提供したい」、「手伝いたい」人・団体等をつなぐ仕組みを含め、継続して体験活動が実施できる体制を整備するための支援
  - ・用意された体験活動ではなく、子供たち自身で全て行う主体的な体験活動や、「生活・文化体験活動」、「自然体験活動」、「社会体験活動」のそれぞれが複合した体験活動の推進
  
- 本企画部会においては、これらの検討課題に関して以下のような意見があった。今後、同検討委員会においてこれらの意見も参考にしつつ、青少年が体験活動を通じて地域課題解決や地域づくりに関わることができる、具体的かつ効果的な方策の提言がなされるよう、さらなる検討が深められることを期待したい。

- ・日本の子供たちの自己肯定感の低さが指摘されている。自然体験や生活体験だけでなく、社会体験、多様な交流体験を与え、達成感を味わい、周りから承認を受けるという機会を是非作っていく必要がある。
- ・保護者にも体験活動の意義を伝えることが大事であり、体験プログラムをPRしていくことが必要。
- ・青少年教育施設等を活用し、家族やグループ単位による体験活動を全国的に広めるための啓発活動をしてはどうか。
- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働本部、放課後子供教室などの仕組みの中で、体験活動の場を柔軟に提供していくとよい。
- ・安全管理を含めた体験活動の運営に関するノウハウを共有することが重要。
- ・防災キャンプなど地域貢献につながる体験活動を推進してはどうか。

- ・芸術文化体験活動や農業体験活動は国際交流や企業家育成につながり得る。
- ・長期宿泊型体験活動を積極的に推進してほしい。
- ・学校という誰もが行く場所に学習活動・体験活動等に関する情報、食事支援など貧困対策を行うNPOの情報等がストックされ、誰でもいつでも当該情報を入手できる仕組みを提案したい。また、それらを地域学校協働本部のコーディネーターが管理・運営してはどうか。

### (3) 全ての親の学びや育ちを応援する家庭教育支援について

- 近年の核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、家庭教育が困難な現状が指摘されており、それぞれの家庭状況に応じた多様な支援が一層求められる状況にある。このため、昨年6月、文部科学省に「家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会」が設置され、実際に家庭教育支援の活動に携わっている教育委員会、NPO、学識経験者等により、以下の点について具体的な提言に向けての検討を行った。
  - ・全ての親の学びや育ちを応援するための方策
  - ・地域の人材を活用した「家庭教育支援チーム」による支援の推進
  - ・家庭に寄り添う形での支援の推進
  - ・家庭教育支援を担う人材の確保
- 本企画部会においては、当該検討事項に関して以下のような意見があった。これらの意見も参考にしつつ、今後、同委員会において取りまとめられる、広く全ての家庭の家庭教育を応援するための提言が実現されていくことを期待したい。

- ・親への支援は子供の健やかな育ちへとつながっており、家庭教育支援は全ての親子を応援するものである。教育委員会だけでなく児童福祉部門や母子保健部門など関係する行政の機能を家庭教育支援に結びつけていく包括性こそが、生涯学習の真骨頂ではないか。
- ・家庭教育支援自体が学びであり、学びの場としてのコミュニティづくりが必要である。
- ・若い世代は交流の中で学び合うことが得意であるので、親として成長するための学び合いの場を作ることが必要。
- ・PTA活動の中で親同士の絆が深まり、成長することができる。家庭教育支援の観点から、PTA活動の意義として発信していくことが大事。
- ・若い世代や忙しい家庭へはICT、特にスマートフォンを活用した情報提供が有効。
- ・学校や福祉など関係機関がつながり、チームとなって協働的に切れ目のないト

タルな支援を推進するべき。そのためには、関係者が具体的に検討を深めることのできる「つながる場」をつくり、それを見える化していくことが必要。

#### (4) 地域課題解決を促す行政体制の整備について

- 住民の「学び」と「活動」の循環を推進し、地域の課題解決力を高め、課題解決社会を実現していくためには、それに応じた行政体制を整えることが重要である。
- 「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(平成25年1月)では、社会教育の役割として学習活動の成果を協働による地域づくりの実践に結び付けることなどを挙げ、様々な主体との連携・協働を構築するための「社会教育行政の再構築」の実施が必要であることなどについて提言された。このように、地域住民から信頼され、様々な主体と連携・協働した地域創生・地域課題解決の推進のための取組がなされるよう、より具体的な社会教育制度の在り方等について検討することなどが必要となっている。このため、昨年7月、文部科学省に「学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議」が設置され、今後、生涯学習分科会等において議論すべき内容の論点整理を行うために専門的な見地から検討が行われている。
- 具体的には、学びを通じた地域づくりの推進に向けた基本的な考え方を整理した上で、各論として、
  - ・「学び」と一体となった行政運営、教育委員会と首長部局やNPO等民間団体、学校等との連携等、社会教育主事等の今後の在り方等を含めた「学び」を推進する行政職員の在り方・役割等について議論する「学びを通じた地域づくりを推進するための社会教育行政体制の整備」
  - ・公民館、図書館、博物館等の社会教育施設のみならず、まちづくりを担う地域の多様な「学びの場」の在り方等について議論する「地域の「学びの場」の在り方」などについて議論が行われている。
- 本企画部会においては、特に、社会教育主事等の専門性を有する人材の在り方について、以下のような意見があった。

- ・社会教育主事は社会教育の推進役として、戦略的に計画の策定に関与したり、社会教育関係職員を束ねてつなぐ役割を担うなど、その特性を生かした仕事をしてほしい。
- ・行政内部で社会教育主事の有資格者を有効活用する工夫が重要。また、社会教育主

事は行政と教育をつなぐ役割を果たすことが期待される。

- ・社会教育主事の有資格者をコーディネーターとして位置づけ、拡大していくのがよい。
- ・学校と地域の協働を進めるためには、協働を具体的に組み立てる人材を養成しなければならない。その人材は社会教育主事など何らかの資格が求められる。

- その他、上記検討事項に関して以下のような意見も出た。本企画部会としても、引き続き、学びを通じた地域づくりの観点から社会教育行政や専門職員、学校等との連携、社会教育施設等の今後の在り方に関心を持っており、同調査研究協力者会議等において、今後、これらの意見も参考にしつつ、より議論を深めていただくことを期待したい。

- ・社会教育主事と福祉現場の職員等（民生委員、ソーシャルワーカー等）との連携の促進により、関係する事業を連携して実施するなど、地域課題解決の推進に向けて分野を超えて関係機関・職員等が協働することが必要。
- ・地域課題解決のために教育委員会と首長部局、NPO 法人等の連携は必要不可欠。
- ・地域課題の解決に当たっては、地域課題の内容を学ぶ学習、教育活動が組み込まれている。地域で学校教育と生涯学習・社会教育との連携を充実することが重要。
- ・総合教育会議の場を活用して首長と教育委員会の連携を進めるべき。

# 第8期中央教育審議会における 文部科学省認定社会通信教育に係る答申について

別紙4

○認定を受けた通信教育の廃止及び条件の変更について(答申)(平成28年3月16日中教審第188号)

区分	通信教育名	実施者	備考
廃止	経営実務講座営業戦力化コース	一般社団法人日本経営協会	
廃止	経営実務講座ビジネス文書速修コース	一般社団法人日本経営協会	
廃止	経営実務講座営業基礎コース	一般社団法人日本経営協会	
廃止	造園製図コース	東京農業大学	
廃止	乳業製造技術通信教育	一般社団法人全国農協乳業協会	
条件の変更	実用英語講座1級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	(変更事項) 基本教材の内容 修業期間
条件の変更	実用英語講座準1級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	(変更事項) 基本教材の内容 修業期間
条件の変更	実用英語講座2級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	(変更事項) 基本教材の内容 修業期間
条件の変更	実用英語講座準2級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	(変更事項) 基本教材の内容
条件の変更	実用英語講座3級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	(変更事項) 基本教材の内容
条件の変更	実用英語講座4級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	(変更事項) 基本教材の内容

○通信教育の認定について(答申)(平成28年7月15日中教審第194号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	情報分析力を鍛える講座	学校法人産業能率大学	
認定	話す力を磨く講座	学校法人産業能率大学	

# 第7期中央教育審議会生涯学習分科会における答申について

## ○通信教育の認定及び廃止等について(答申)(中教審第164号、165号、167号、172号)

認定・変更・廃止	通信教育の名称	概要	時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
変更 書面による議決(平成25年7月16日中教審第164号答申)	乳業製造技術通信教育	(変更事項) 基本教材の内容 (変更の理由) 技術の高度化に伴い、教材の内容を新しく改定する必要が生じたため。	平成25年7月22日	一般社団法人全国農協乳業協会	-	-
変更 書面による議決(平成25年7月16日中教審第164号答申)	(新名称) 添削で上達川柳実作 (旧名称) 川柳入門	(変更事項) 通信教育の名称 基本教材の内容 修業期間 (変更の理由) 認定後20年以上が経過。よりわかりやすく、学習しやすい内容に変更するとともに、現代にマッチした川柳学習書を作成するため。	平成25年7月22日	学校法人日本放送協会学園	-	-
認定 生涯学習分科会(第72回)(平成25年9月17日中教審第165号答申)	生涯学習支援実践講座 生涯学習コーディネーター研修	(講座の概要) 生涯学習領域におけるコーディネーター能力を有した生涯学習支援者に研修の機会を提供することによって、地域社会にとって重要な役割を果たす生涯学習の振興・推進に寄与することを目的とする。	平成25年9月18日	一般財団法人社会通信教育協会	井出 久	東京都北区中里一丁目十五番七号
認定 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	実践リーダーシップ講座	(講座の概要) 「持論アプローチによるリーダーシップ開発」を通じて「自分自身の“マイ”リーダーシップ」を育むためのプログラム学習を行い、役職の有無に関わらずリーダーシップを発揮するための知識と技術を身につける。	平成25年12月20日	学校法人産業能率大学	上野俊一	東京都世田谷区等々力六丁目三十九番十五号
認定 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講座	(講座の概要) 坂本龍馬や西郷隆盛を始めとした、個性あふれる幕末志士たちの決断や考え、行動を、マネジメントやリーダーシップの観点から学習し、自分自身の能力の涵養を図る。	平成25年12月20日	学校法人産業能率大学	上野俊一	東京都世田谷区等々力六丁目三十九番十五号
認定 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	ザ・仕事エキスパート講座	(講座の概要) 仕事に対する幅広く奥深い見方、考え方を養い、ひとまわり大きな仕事を指向できるようになることを目指し、職務担当者としての業務遂行能力とその専門性の強化とともにチームやプロジェクトのリーダーとしての行動のポイントについても学習する。	平成25年12月20日	学校法人産業能率大学	上野俊一	東京都世田谷区等々力六丁目三十九番十五号
認定 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	ザ・仕事プロ講座	(講座の概要) 中堅社員として、組織の第一線で活躍し続けていくための役割意識やキャリア観、成長意欲、自己管理能力を醸成する。仕事を的確に推進し、組織から期待される成果を創造し続けるための協働姿勢やビジネスコミュニケーションのスキルについても学習する。	平成25年12月20日	学校法人産業能率大学	上野俊一	東京都世田谷区等々力六丁目三十九番十五号
認定 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	メンバーが活きる教え方・育て方講座	(講座の概要) スキルの「習熟」と人間としての「成熟」という2つの観点から、メンバーの指導・育成方法を体系的に学習する。また、メンバーを若手・中堅・ベテランという3つの世代に分け、ケースを活用しながら、具体的な実践方法を身につける。	平成25年12月20日	学校法人産業能率大学	上野俊一	東京都世田谷区等々力六丁目三十九番十五号
廃止 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	英語ルール60 英語講座	(廃止の理由) 文法ルールを習得することによる会話力の向上を目的としていたが、社会的にコミュニケーション力としての英語が必要とされる傾向が強まり、文法から学ぶ講座の必要性が薄まってきたため。	平成25年12月20日	公益財団法人日本英語検定協会	松川孝一	東京都新宿区横寺町五十五番地
廃止 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	英検対策講座1級クラス	(廃止の理由) 平成21年9月1日に財団法人日本英語検定協会(当時)と財団法人日本英語教育協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなったため。また、実用英語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するものとなったため。	平成25年12月20日	公益財団法人日本英語検定協会	松川孝一	東京都新宿区横寺町五十五番地
廃止 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	英検対策講座準1級クラス	(廃止の理由) 平成21年9月1日に財団法人日本英語検定協会(当時)と財団法人日本英語教育協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなったため。また、実用英語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するものとなったため。	平成25年12月20日	公益財団法人日本英語検定協会	松川孝一	東京都新宿区横寺町五十五番地
廃止 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	英検対策講座2級クラス	(廃止の理由) 平成21年9月1日に財団法人日本英語検定協会(当時)と財団法人日本英語教育協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなったため。また、実用英語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するものとなったため。	平成25年12月20日	公益財団法人日本英語検定協会	松川孝一	東京都新宿区横寺町五十五番地
廃止 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	英検対策講座準2級クラス	(廃止の理由) 平成21年9月1日に財団法人日本英語検定協会(当時)と財団法人日本英語教育協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなったため。また、実用英語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するものとなったため。	平成25年12月20日	公益財団法人日本英語検定協会	松川孝一	東京都新宿区横寺町五十五番地

廃止 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	英検対策講座3級クラス	(廃止の理由) 平成21年9月1日に財団法人日本英語検定協会(当時)と財団法人日本英語教育協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなったため。 また、実用英語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するものとなったため。	平成25年12月20日	公益財団法人日本英語検定協会	松川孝一	東京都新宿区横寺町五十五番地
廃止 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	経営実務講座 経済入門コース	(廃止の理由) 今日の社会環境や経済環境の激変により、部分的な改定では、実際の社会経済状況に追いつかなくなっており、受講者数も年々減少しているため。	平成25年12月20日	一般社団法人日本経営協会	松山栄二	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目十一番八号
変更 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	音楽講座作曲学コース	(変更事項) 基本教材の内容 (変更の理由) 現行の基本教材及び学習指導書の内容を、現代のニーズに合ったものに変更するため。	平成25年12月20日	公益財団法人日本音楽教育文化振興会	—	—
変更 書面による議決(平成25年12月17日中教審第167号答申)	マネジメント基本講座	(変更事項) 基本教材の内容 (変更の理由) 昨今の経営環境や労働環境の変化を受けて、今日的なマネジメントの基本を身につけられるよう、教材内容の全面的な見直しを行うため。	平成25年12月20日	学校法人産業能率大学	—	—
認定 生涯学習分科会(第73回)(平成26年3月17日中教審第172号答申)	通信講座による品質管理入門コース	(講座の概要) ものづくりをする上で必要となる品質管理の考え方の基礎となる部分について、幅広く学習することを目的とする。	平成26年3月26日(予定)	一般財団法人日本規格協会	揖斐敏夫	大阪府大阪市中央区高麗橋3丁目2番7号
廃止 生涯学習分科会(第73回)(平成26年3月17日中教審第172号答申)	洋菓子講座	(廃止の理由) 近年、各種雑誌等で、パン、ケーキ、スイーツの製作特集が組まれたり、インターネットで製作レシピが容易に入手できるようになる等、洋菓子进行学习する環境が大きく変化しており、当講座テキストによる学習方法では前述の環境の変化に対応することが難しくなったため。	平成26年3月26日(予定)	公益財団法人国際文化カレッジ	品川恵保	東京都新宿区高田馬場4丁目1番9号
条件の変更 生涯学習分科会(第73回)(平成26年3月17日中教審第172号答申)	(新名称) 秋田大学理工学部通信教育講座地球科学コース (旧名称) 秋田大学工学資源学部通信教育講座地球科学コース	(変更事項) 通信教育の名称 (変更の理由) 平成26年4月に、学部名称が理工学部へと変更になることから、通信教育の名称も併せて変更するため。	平成26年3月26日(予定)	秋田大学	—	—
条件の変更 生涯学習分科会(第73回)(平成26年3月17日中教審第172号答申)	(新名称) 秋田大学理工学部通信教育講座資源開発コース (旧名称) 秋田大学工学資源学部通信教育講座資源開発コース	(変更事項) 通信教育の名称 (変更の理由) 平成26年4月に、学部名称が理工学部へと変更になることから、通信教育の名称も併せて変更するため。	平成26年3月26日(予定)	秋田大学	—	—
条件の変更 生涯学習分科会(第73回)(平成26年3月17日中教審第172号答申)	(新名称) 秋田大学理工学部通信教育講座材料工学基礎コース (旧名称) 秋田大学工学資源学部通信教育講座材料工学基礎コース	(変更事項) 通信教育の名称 (変更の理由) 平成26年4月に、学部名称が理工学部へと変更になることから、通信教育の名称も併せて変更するため。	平成26年3月26日(予定)	秋田大学	—	—
条件の変更 生涯学習分科会(第73回)(平成26年3月17日中教審第172号答申)	(新名称) 秋田大学理工学部通信教育講座電気・電子基礎コース (旧名称) 秋田大学工学資源学部通信教育講座電気・電子基礎コース	(変更事項) 通信教育の名称 (変更の理由) 平成26年4月に、学部名称が理工学部へと変更になることから、通信教育の名称も併せて変更するため。	平成26年3月26日(予定)	秋田大学	—	—
条件の変更 生涯学習分科会(第73回)(平成26年3月17日中教審第172号答申)	(新名称) 秋田大学理工学部通信教育講座一般科学技術コース (旧名称) 秋田大学工学資源学部通信教育講座一般科学技術コース	(変更事項) 通信教育の名称 (変更の理由) 平成26年4月に、学部名称が理工学部へと変更になることから、通信教育の名称も併せて変更するため。	平成26年3月26日(予定)	秋田大学	—	—
条件の変更 生涯学習分科会(第73回)(平成26年3月17日中教審第172号答申)	(新名称) 秋田大学理工学部通信教育講座電気系専門コース (旧名称) 秋田大学工学資源学部通信教育講座電気系専門コース	(変更事項) 通信教育の名称 (変更の理由) 平成26年4月に、学部名称が理工学部へと変更になることから、通信教育の名称も併せて変更するため。	平成26年3月26日(予定)	秋田大学	—	—
条件の変更 生涯学習分科会(第73回)(平成26年3月17日中教審第172号答申)	(新名称) 秋田大学理工学部通信教育講座電子系専門コース (旧名称) 秋田大学工学資源学部通信教育講座電子系専門コース	(変更事項) 通信教育の名称 (変更の理由) 平成26年4月に、学部名称が理工学部へと変更になることから、通信教育の名称も併せて変更するため。	平成26年3月26日(予定)	秋田大学	—	—
条件の変更 生涯学習分科会(第73回)(平成26年3月17日中教審第172号答申)	(新名称) 秋田大学理工学部通信教育講座材料工学専門コース (旧名称) 秋田大学工学資源学部通信教育講座材料工学専門コース	(変更事項) 通信教育の名称 (変更の理由) 平成26年4月に、学部名称が理工学部へと変更になることから、通信教育の名称も併せて変更するため。	平成26年3月26日(予定)	秋田大学	—	—